

権利擁護についての取り組み

あけの星学園では、児童の 4 つの権利について全職員で学び、それぞれの権利を守る取り組みをしています。

生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

守られる権利

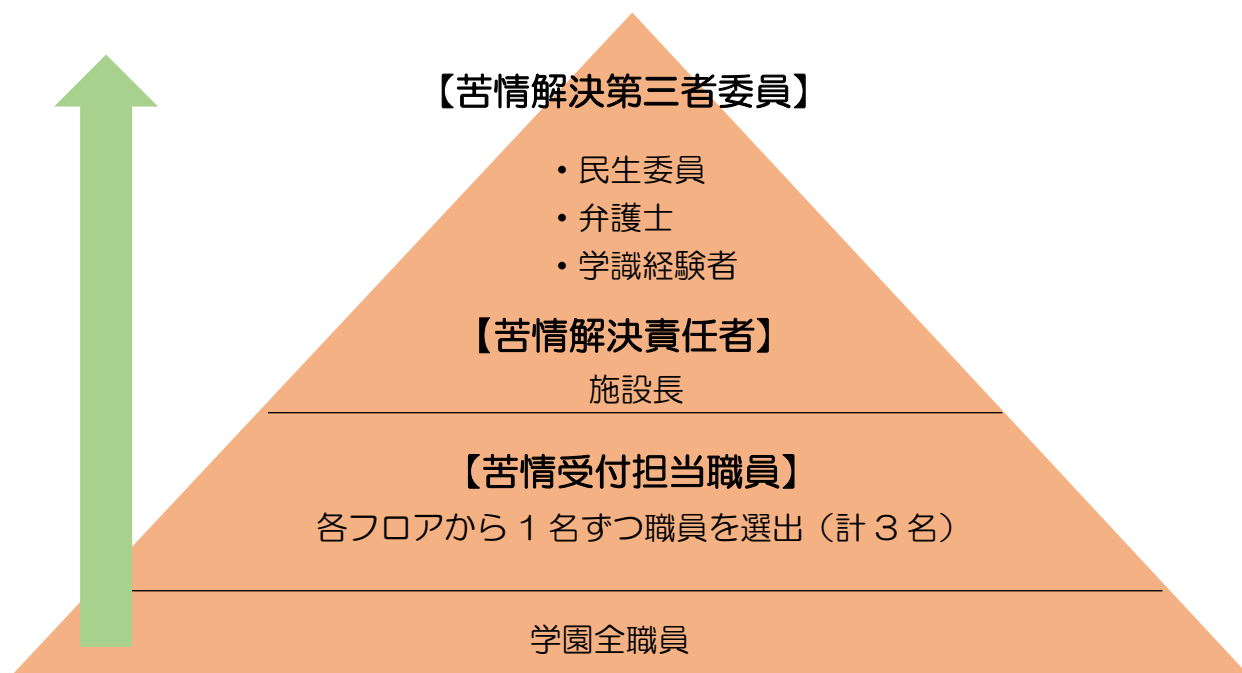
あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

苦情解決システム

あけの星学園では、以下のような苦情システムを設置し、児童の意見の吸い上げを行っています。



苦情解決第三者委員

あけの星学園では、3名の苦情解決第三者委員を設置しています。年に2回、苦情解決委員会を開き、学園内で挙がった苦情について共有し、改善策を検討しています。また、3名の苦情解決委員の連絡先を記載したポスターを各フロアに掲示し、いつでも相談できることを児童に伝えています。

意見箱

学園生活で感じている不満や、権利を侵害されたと感じたことがあった場合には、意見箱と呼ばれる苦情解決専用のポストに投書することができます。意見箱に投書があるかを、苦情解決受付担当職員が週に1回確認し、投書があった場合には苦情解決システムに従って処理をしています。また、日頃職員と話をする中で苦情についての話が挙がった場合、書面ではなく口頭による苦情として受け付け、苦情解決に進めることもあります。また、第三者委員専用の意見箱を設置し、月に1回投書を確認しています。

園生ミーティング

児童が主体的に意見を表明できる場として、月に1回、園生ミーティングを開いています。園生ミーティングの日には、苦情解決第三者委員の方にも来園して頂き、その時に児童からの相談を聞いてもらう機会を作っています。

児童に対する「子どもの権利ノート」の説明

年に1回、東京都が発行している「子どもの権利ノート」についての説明を行っています。権利の内容については、あけの星学園での生活でどのように権利が守られるのかについての具体例、ルール等を併せて説明することで、理解しやすいように工夫しています。また、自分と同じように他の人にも同じように守られるべき権利があることも伝えています。